

保安林台帳についてのアンケート結果

No	大項目	質問内容	北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州
1	はじめに	貴森林管理局名を教えてください。	北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州
2	はじめに	保安林台帳の取り扱いが署や地域によって異なる場合、大変お手をあつかいますが、署・地域ごとと本アンケートを回答いただけますでしょうか。	—	旧局で台帳のサイズが異なる（A3及びB4の二つ折り）が、3以外の台帳の取扱いは統一している。	旧台帳と新台帳で、保安林の指定施業要件の内容の記載が異なる。	旧長野県林局（長野）と旧名古屋県林局（高山、岐阜、愛知）で台帳様式が若干異なる。	局及び各署・所において紙資料（保安林台帳）にて保管。局ファイル管理（各署も閲覧可能な共有フォルダ）に台帳PDFも保管。		
3	保安林台帳の管理	保安林台帳の管理方法を教えてください	市町村ごとに紙資料により保管し管理。	【旧秋田】旧局内全体で保安林の指定順に番号を付して、一覧表を作成 【旧青森】旧豊林署ごとに保安林の指定順に番号を付して、一覧表を作成	保安林に指定された場合、規則74条に基づき保安林台帳を作成する。	旧豊林署単位で1ファイルに纏る 一つの台帳は指定単位ごと	「地名」「市町村別番号」「（道県）で番号付けを行っている。同じ道県林でも保安林種別に台帳を作成。 保安林台帳一覧表として局管内の保安林台帳をExcelに纏めている。（各台帳別に「流域」「市町村」「面積」「保安林種」「間伐率」「解除の実績」等の情報を記載）	旧豊林署で分け、指定年月日順の一覧表を作成。	県単位で、福岡県から順番に台帳番号を付しており、さらに県ごとでは保安林の指定の順番で番号を付している。
4	保安林台帳の管理	現在の貴局における保安林台帳をどのように管理されていますか。 ①紙資料（保安林台帳）で管理 ②保安林台帳の他、独自にExcelファイルなどデジタル化を進めている ③GISシステムなどを導入して、管理している。	1	2	1	2	2	2	1
5	No.4で②を選択した方	No.4で②を選択した場合、デジタル化のファイル形式を教えてください。 ①テキスト形式（csvファイル・Excelファイル等） ②PDFデータ ③GISデータ ④その他（※詳細なファイル形式を教えてください）	—	2		1,2,3	2	1	
6	No.4で③を選択した方	No.4で③を選択した方 保安林台帳を管理しているシステムの製品名（ソフトウェア名称）と導入業者を教えてください。	—	—					
7	No.4で③を選択した方	No.4で③を選択した方 システムは、以下のどちらになりますか。 ①スタンドアローン …ネットワークに接続せず、単独で動作するシステム。 ②オンライン …ネットワークに接続しており、異なるPC間で情報を更新・やり取りできるシステム。							
8	No.4で③を選択した方	No.4で③を選択した方 システムでは、保安林の箇所をマップ上で確認できるGIS機能(マップなどで位置を確認できる機能)を備えていますか？ ①備えていない（台帳システムとして利用している） ②備えている							
9	No.4で③を選択した方	No.4で③を選択した方 システムにおいて、保安林のどのような項目を管理・管理していますか？全ての項目名を教えてください。（GISデータの場合、属性フィールド名を教えてください。）	—	—					
10	No.4で③を選択した方	No.4で③を選択した方 保安林の内容や形状に更新があった場合、システムの更新はどうされていますか。 ①導入業者にて年何回か更新 ②局職員にて更新 ③その他（※詳細をご記入ください）	—	—					
11	台帳以外のデータ管理	保安林管理に関連して管理しているデータ・ファイル（写真・CADデータ等）などありましたら、そのデータについて詳細に教えてください。	特になし	—	治山台帳に付属表として一覧表を添付し管理している。	i) 保安林台帳付属図面（森林計画区ごとの施業実施計画図1/2万に保安林台帳情報を表示・横ベス） ii) 上記のイラストレータデータ	該当なし	i) 図面（縦ベス） ii) 官報（縦ベス）	
12	台帳以外のデータ管理	No.10で回答した管理されているデータ・ファイルは、どのように管理されていますか。 ①システムとは別に、紙資料で管理している ②デジタル化されたデータ・ファイルをシステムとは別にPC上でフォルダ毎に管理している ③システム上で、GISデータに紐づけて管理している ④その他（※詳細をご記入ください）	—	—				i) 1 ii) 1	
13	保安林情報の更新	保安林解除を希望する事業者が調査し、提出する測量データおよび保安林指定調査は、様式が定まっていますか。 ①局において、様式が統一されている。 ②局内でも、署や担当署によって様式が異なる。 ③業者に任せている。 ④その他（※詳細をご記入ください）	3 既定の様式以外に局で指定する様式はない。	3 事業者が提出する事業計画書等の様式は、事業者に配布している（保安林解除申請書の作成例）により統一した様式を示しているが、事業者が異なる様式で作成している内容も内容が満たされれば受理している。	4 1 記載する内容、項目は概ね定まっています。細かな様式は事業者に任せている。	4 測量データ等は統一の様式は無いが、保安林解除、指定施業要件変更、保安林指定の記載例は局ファイル管理（各署閲覧可能な共有フォルダ）に保存している。	3 必要書類について説明した後、任意様式を提出してもらい、不足や間違いがあれば追加・補正してもらっている。	1 保安林指定調査 3 測量データ	

No	大項目	質問内容	北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州
14	保安林情報の更新	業者が提出した保安林指定調書をもとに、保安林の指定・解除・変更を行う場合、その情報の更新方法・作業手順を詳細に教えてください。（回答方法を参考にこ回答ください。）	①指定・解除・変更の調書をもとに内容を確認し、森林管理局及び北海道においてそれぞれの台帳を整理している。 ②移動面積について、年度毎にまとめて北海道へ通知。	①変更内容を保安林台帳に整理する。 ②修正した内容が分かる保安林面積異動明細表を県に送付。	①変更内容を保安林台帳に整理する。 ②修正した保安林台帳を都道府県に提出。	①変更内容を保安林台帳に整理（指定なら新たに追加、解除なら履歴に追加） ②保安林台帳付属図面を更新 ③台帳訂正通知として関連資料を付して該当署と県へ通知	①変更内容を保安林台帳に整理する。 ②修正した保安林台帳を都道府県に提出。同時並行で局ファイル管理（各署間概可能な共有フォルダ）に保存している保安林台帳 P D F 及び保安林台帳一覧表（エクセル）を更新。	①変更内容を保安林台帳に整理する。 ②修正した保安林台帳を都道府県に提出。	1
15	都道府県への提出	保安林の指定、解除、変更内容について、都道府県にはどのようなデータ形式にて提出していますか。 ①紙資料 ②GISデータ ③紙資料とGISデータ ④その他	1	1	1	1	1	1	1
16	その他	保安林台帳や保安林の情報更新に関して、現状抱える課題やご意見などございましたら、自由に記述してください。	特になし	昭和初期から指定されている保安林台帳をGIS化する場合、買付地等を除いた指定面積を確定させることが困難であり、確認作業に多大な労力を要やすことが想定される。		紙ベースで管理しているものが多く、履歴管理や更新、その共有が非常に手間となっている。また、国有林は地籍台帳、森林調査簿、保安林台帳と管理媒体が複数あり、それぞれで一致させることが困難（一元的管理が難しい）。	・現在、局及び各署とも紙保存を行っているが、紙保存は局において、各署においては、局ファイル管理の P D F 利用のみしたい。台帳の変更等があった場合は各署に B 4 に印刷して郵送して差し替えてもっている。この事務を軽減することができる。 ・上記質問にあったような台帳と G I S のリンクについて、当局においていないが、もしであるなら是非取り入れたら、G I S 上においても保安林は表示できるが、小冊すべてが保安林ではなく、指定除外地があるため、そこどう表示できるかが課題であると思う。		担当が変わると前年度等の整理が完了しているかわからない
17	その他	今後、新しい技術を活用した保安林管理について、意見などありましたら、自由に記述してください。	特になし	GIS図面の林小班をクリックすることにより、保安林及び林地の情報（指定地業要件、治山事業施行地の有無や傾斜度を踏まえた級地区分、山地災害危険地区の有無等）が確認できれば業務の効率化を図ることができると考えられる。また、県で管理する台帳と形式が共通化されるよう、システムの統一化が図られることが望ましい。		中部鳴泊山課で整備している地理情報システム（GIS）に保安林台帳情報を重ねて管理していく計画であるが、古い指定や解除の履歴は形状が不明瞭で地形を重ねてもズレが生じると思われる。指定・解除ともその範囲の座標データはないのでGISへの重ね合わせが難しいと考えている。また、官報告示された指定・解除面積は変更できないためGISに重ねても面積合わせで明示していく必要があると考えている。	・現時点で可能性は低いと思うが、保安林台帳を統一システム上に保存し、各署、局、本庁、県の担当者が閲覧できるようにしてほしい。例えば、局であれば局管内の国有保安林、署は署管内の国有保安林、県であれば県内の私有保安林及び国有保安林、本庁であれば全ての保安林を見られる権限を有し、解除変更があった場合は国有林は各局が修正し、県の私有保安林であれば県が修正する。変更等があった場合、台帳を送付することなく通知のみです。		